

横浜市立緑小学校 PTA 規約等検討委員会 設置趣意書

横浜市立緑小学校 PTA（以下「本校 PTA」と書きます。）規約第 12 条に基づく規約等検討委員会の設置に当たり、下記のとおり趣意を記載します。

1 目的

本校 PTA が、保護者が学校と関わるための一助となるなど、緑小学校に通う全ての子ども達のより良い学校生活を支えるために必要な活動を、時代の変化に合った、任意団体・ボランティア活動として健全な参加しやすい形で継続することができる組織であるよう規約等を検討します。

なお検討する必要があることは、規約変更のみに限られないため、規約第 12 条（3）記載の「規約検討委員会」ではなく、同条（4）記載の「その他必要な委員会」として「規約等検討委員会」とします。

2 背景

日本の PTA 活動は、第二次世界大戦の終戦直後から始まり、本校 PTA は、開校年度の次の年度である昭和 56 年度より始めました。

以降現在に至るまで、保護者および教師によって本校 PTA は活動を続け、緑小学校の在校生の学校生活を支え、緑小学校の文化を作ってきました。その活動の積み重ねの中で、現在、私達の子どもが緑小学校において学校生活を送ることができていることを感謝すると共にその歴史に深く敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症による時代の変容のみならず、共働き世帯の増加など PTA を取り巻く環境は、特にここ数年において激変しています。

私たちが子どもが通う学校として教職員に全てを依存するのではなく、保護者が学校に関心を持ち、関わり、共に育んでいくという PTA 自体の意義は、連綿としてあり続けますが、時代の変化と共に、より活動しやすく参画しやすく、継続的活動が可能であるための方法や内容を探り続ける必要があるため、この度、規約等検討委員会を設立します。

※PTA 自体の目的

「児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師とが協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるための会員相互の学習その他必要な活動を行う」こと

昭和 42 年の国の社会教育審議会報告『父母と先生の会(PTA)のあり方について』より抜粋

3 事業内容

規約等検討委員会による検討事項および事業内容は下記のとおりですが、全てを単年度にて行うことができない場合には、再度規約等検討委員会を設置し検討を続けます。

①本校 PTA の理念の検討、策定

本校 PTA がなんのために存在するのか、組織や活動の変革の指針となる理念が必要です。

②役員会、委員会組織の変更（役割や人数等を含む）に関する事項の検討

③活動の内容や方法についての検討

規約そのものに関わらない内容については、運営委員会に諮り段階的に実施します。

④経理規程に類する規程等の検討

現在明確な経理に関する規程がなく、事務煩雑の一因となっている部分が見られます。経理事務に関しても、準公金の扱いに則りつつ、時代の変化に合わせる必要があります。

⑤その他目的に鑑み検討の必要があると運営委員会で承認された事項の検討

⑥上記①ないし⑤に関する規約等および「はんどぶっく」記載事項変更の検討

4 活動について

規約等検討委員会の活動は、以下の原則に則り活動します。

- ・委員会活動に対する出席、参加方法について義務は一切ありません。全て委員の任意による活動です。
 - ・委員会は単年度としますが、再任を妨げるものではありません。
 - ・委員は募集するものとし、最低人数は3名とします。上限は設けませんが、人数があまりにも多い場合には、選考方法を運営委員会に諮り、選考する場合があります。
 - ・委員会は、役員会と協力、連携のもと活動します。
 - ・検討内容につき、学校とは協力関係にあり、学校の意見も尊重します。
 - ・委員会内の役職としては、委員長1名の他必要に応じて設置するものとします。
 - ・規約等検討委員会自体の予算はありませんので、役員会、他委員会年度終了時の御礼は支給されません。
 - ・本委員会には、他委員会活動等に対するインセンティブはありません。
- ※「1児童につき1回」の委員登録のお願いにカウントされる委員会ではありません。

5 委員の募集について

委員は、原則として現会員から募集しますが、会員資格は必須ではありません。下記を募集に際しての要件とします。

- ・ PTA（またはそれに類する組織）の存続について検討する委員会であるという大前提に了承くださる方
- ・ 他者の意見を尊重できる方
- ・ web によるツールにてコミュニケーションをとれる方が望ましい
必須ではありませんが zoom、LINE、その他企業内コミュニケーションツールなどの web を使用したツールにて活動が進められる可能性もあり、web ツールの導入の支援は行うことができると思われませんが、まったく導入できない場合には、活動の円滑化の観点から活動へのアクセスが限られる可能性があることはご承知おきください。

<委員募集についてのその他>

下記のような方がいらっしゃれば、是非ご協力お願いします。

ただし、下記要件が必要なわけではなく、必要かつ十分な要件としては「PTA（またはそれに類する組織）をより良く存続させたいと考える方」のみです。

- ・ 本校に限らず PTA の役員、委員長等役職経験者
- ・ 社会起業の経験または知見のある方
- ・ NPO 法人等公共的団体の運営に関わった経験または知見のある方
- ・ 経理についての知識がおありの方
- ・ ICT 活用について知識がおありの方

※全て「経験」「知見」「知識」の深度は問いません。

令和5年6月5日